

福生市国民保護計画概要版

～武力攻撃や大規模テロ等に備えて～

国民保護とは、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。こうした措置を実施するため、平成19年3月に福生市は「福生市国民保護計画」を作成し、平成30年3月に一部を修正しました。

● 計画の主な内容

第1編 総論

- ・福生市の責務、計画の位置付け、構成等
- ・国民保護措置に関する基本方針
- ・関係機関の事務又は業務の大綱等
- ・福生市の地理的、社会的特徴
- ・福生市国民保護計画が対象とする事態

第3編 武力攻撃事態等への対処

- ・初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- ・福生市国民保護対策本部の設置等
- ・関係機関相互の連携
- ・国民の権利利益の救済に係る手続き
- ・警報及び避難の指示等
- ・救援
- ・安否情報の収集及び提供
- ・武力攻撃災害への対処
- ・被災情報の収集及び報告
- ・保健衛生の確保その他の措置
- ・国民生活の安定に関する措置

第2編 平素からの備え

- ・組織及び体制の整備等
- ・避難、救助及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
- ・物資及び資材の備蓄、整備
- ・国民保護に関する啓発

第4編 復旧等

- ・応急の復旧
- ・武力攻撃災害の復旧
- ・国民保護措置に要した費用の支弁等

第5編 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処

- ・初動対応力の強化
- ・平時における警戒
- ・発生時の対処
- ・大規模テロ等の類型に応じた対処

● 国民保護措置に関する基本方針

福生市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について以下のとおり定めています。

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ① 基本人権の尊重 | ⑥ 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施 |
| ② 国民の権利利益の迅速な救済 | ⑦ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 |
| ③ 国民に対する情報提供 | ⑧ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 |
| ④ 関係機関相互の連携協力の確保 | ⑨ 外国人への国民保護措置の適用 |
| ⑤ 国民の協力 | ⑩ 地域特性への配慮 |

国民保護には地域の協力が不可欠です。

国民保護措置の実施には、地域の皆様の協力が欠かせません。自然災害時同様、自分自身で身を守る「自助」、地域で助け合う「共助」に基づきご協力ください。

住民の皆様へ

- ・日ごろから備蓄など災害に対する備えを行ってください。
- ・不審者や不審物を発見したら、福生市や警察署、消防署等にすぐに通報してください。
- ・避難時には、高齢者や障害者などの要配慮者への支援をお願いします。
- ・避難先では、都や福生市が行う食料の配給などにご協力ください。

事業者の皆様へ

- ・平素から施設の危機管理の強化に努めてください。
- ・警報や避難の指示が出されたら、従業員や施設内の方々への情報伝達及び避難誘導を行ってください。
- ・突然、屋外で事態が起きた場合は、施設内への緊急誘導にご協力ください。

※ 国民保護措置への協力は、強制ではなく、自発的な意思にゆだねられるものです。協力をして頂く場合の安全確保に、福生市は十分に配慮します。

国民保護 Q&A

Q 福生市はどんな対応をするのですか？

A 職員は、警察署や消防署、消防団などの協力を得て、情報伝達や避難誘導等を行います。

Q 警報は鳴りますか？

A 福生市の防災行政無線等を通じて、警報のサイレンを鳴らし事態が迫っている（発生した）ことをお伝えします。また、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合は、「全国瞬時警報システム（ジアラート）」により情報伝達があり、防災行政無線を通じて警報が流れるほか、携帯電話にエアメール・緊急速報メールが配信されます。

Q 家庭では何を備えたらよいですか？

A 地震に対する備えと基本的に同じです。携帯ラジオや数日分の飲食料、安否確認のための身分証（運転免許証等）など、各家庭の備えをもう一度ご確認ください。

福生市国民保護計画の閲覧場所

- 情報コーナー（市役所本庁舎1階）
- 福生市ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

国民保護のしくみに関する詳しい情報はホームページでご確認ください

- 国民保護ポータルサイト（内閣官房） <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- 総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>
- 東京都総合防災部 <http://www.bousai.metro.tokyo.jp/>

平成30年3月発行

福生市総務部安全安心まちづくり課防災係

〒197-8501 東京都福生市本町5 TEL: 042-551-1511 (代)

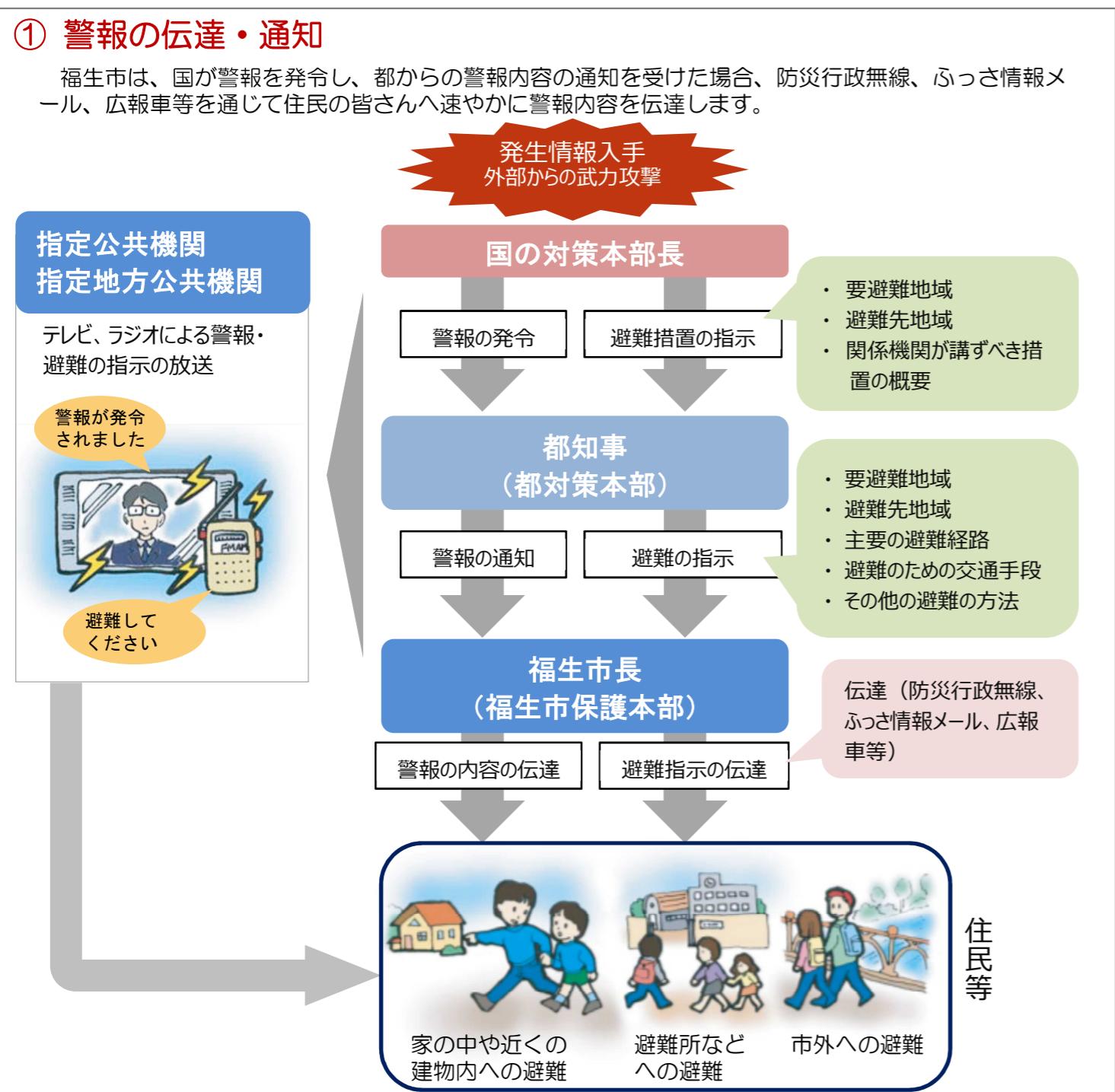
● 想定する事態



● 武力攻撃事態等への対処

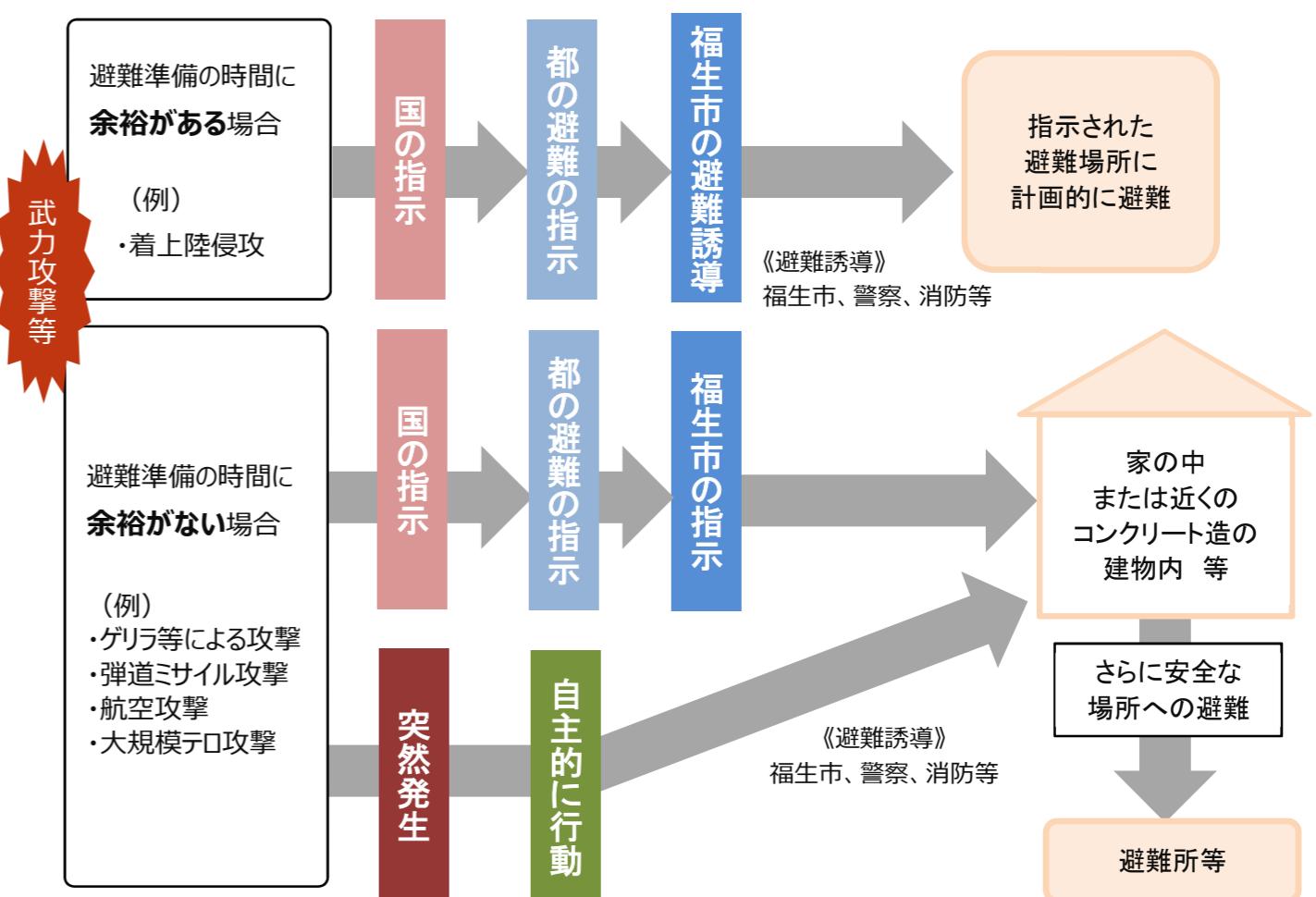
① 警報の伝達・通知

福生市は、国が警報を発令し、都からの警報内容の通知を受けた場合、防災行政無線、ふっさ情報メール、広報車等を通じて住民の皆さんへ速やかに警報内容を伝達します。



② 避難住民の誘導等

福生市は、都の避難の指示を受けて消防や警察等と協力し、住民の皆さんの避難誘導を行います。

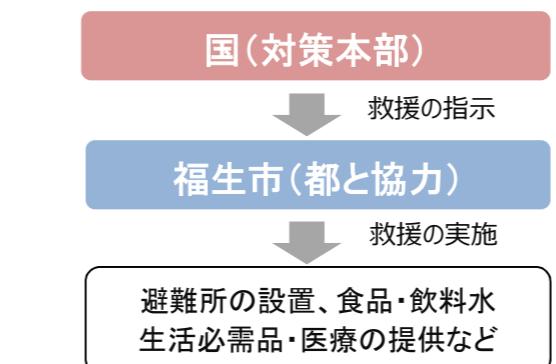


弾道ミサイル落下時の行動について



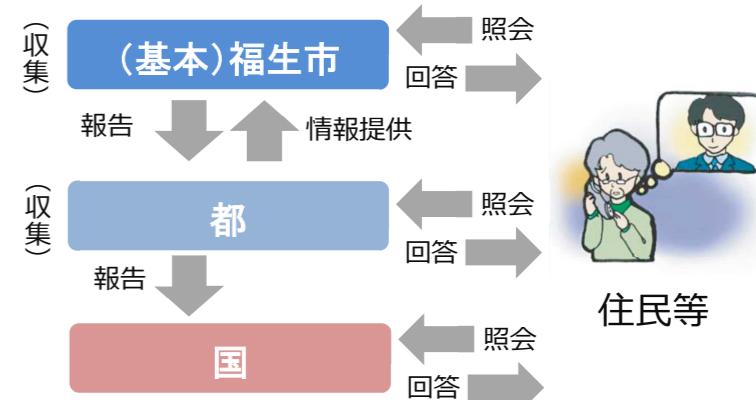
③ 避難住民の救援

福生市は、都等と協力して避難所の設置、食品や水の供給、医療の提供などを行います。



④ 安否情報の収集・提供

福生市は、安否情報を収集し、個人情報の保護に留意した提供を行います。



* 福生市が行う国民保護措置の対象者は、通勤・通学者や外国人などを含め、福生市内に居住・滞在する全ての人です。